

議案第42号

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和6年6月4日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町
条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

市制施行有識者会議 委員	日額	5,300円	700円	副町長
部活動地域移行検討 委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行					改正後					備考
別表(第 1 条、第 3 条、第 4 条関係)					別表(第 1 条、第 3 条、第 4 条関係)					
職名	報酬		費用弁償		職名	報酬		費用弁償		
	支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職		支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
自殺防止対策連 携会議委員	日額	5,300円	700円	副町長	自殺防止対策 連携会議委員	日額	5,300円	700円	副町長	
					<u>市制施行有識 者会議委員</u>	<u>日額</u>	<u>5,300円</u>	<u>700円</u>	<u>副町長</u>	
					<u>部活動地域移 行検討委員会 委員</u>	<u>日額</u>	<u>5,300円</u>	<u>700円</u>	<u>副町長</u>	

議案第42号 説明資料

【主な改正の理由】

附属機関の設置に伴う非常勤特別職の新設による報酬等の追加があり、別表に当該報酬等の定めを加えるもの。

【改正の事由等】

職名	区分	事由	改正内容
市制施行有識者会議 委員	追加	附属機関の設置に伴 う追加	阿見町市制施行有識者会議の設置に伴い、委嘱される委員へ支給する報酬及び 費用弁償の額について追加するもの。
部活動地域移行検討 委員会委員	追加	附属機関の設置に伴 う追加	阿見町部活動地域移行検討委員会の設置に伴い、委嘱される委員へ支給する報 酬及び費用弁償の額について追加するもの。